

新たに単身赴任した場合

単 身 赴 任 届

1 号 紙

添付書類：本人および配偶者の住民票
配偶者と別居した事情を証明するもの

令和 3 年 4 月 1 日提出

国立大学法人新潟大学長 殿		名	准教授	氏名	新潟 一郎
勤務部署名	新潟大学人文社会・教育科学系		所在地	新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 番地	
届出の理由	☒ 1 新規 ☐ 2 異動 ☐ 3 転居（ ☐ 本人 ☐ 配偶者）※ 4 に該当する場合を除く ☐ 4 配偶者と同居 ☐ 5 その他（ ） 上記事実の発生日月 令和 3 年 4 月 1 日				

国立大学法人新潟大学職員給与規程第 2 6 条（単身赴任手当）に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

1 異動直前の居住状況等（届出の理由が「1 新規」以外の場合は記入不要）

異動の発令年月日	令和 3 年 4 月 1 日
本人の住居	東京都江東区越中島〇〇—〇〇—〇〇
同居者	☒ 配偶者 ☐ 子（生年月日 ） ☐ 子（生年月日 ） ☐ 子（生年月日 ） ☐ 子（生年月日 ）

2 現在の居住状況等（届出の理由が「4 配偶者と同居」の場合は記入不要）

配偶者と別居した年月日	令和 3 年 4 月 1 日		
配偶者と別居した事情	☐ 配偶者が父母、義父母又は同居の親族を介護 ☐ 配偶者が在学する同居の子を養育 ☐ 配偶者が引き続き就業 ☒ 配偶者が自宅を管理 ☐ その他（ ）		
本人の住居	新潟西区五十嵐 2 の町 8050 RD〇〇〇号室	入居年月日	令和 3 年 4 月 1 日
本人の住居における同居者	☐ 子（生年月日 ） ☐ 子（生年月日 ） ☐ 子（生年月日 ） ☐ その他（続柄 ） ☐ その他（続柄 ） ☐ その他（続柄 ） ☐ その他（続柄 ）		
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と { ☒ 同じ。 ☐ 異なる。（配偶者の住居及び入居年月日を記入） 配偶者の住居： 入居年月日： 年 月 日		

（1）異動直前の住居から勤務部署までの通勤経路及び方法
（異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は記入不要）

職員記入欄	順路	通勤方法の別	区 間			
	1	徒歩	住居	から（ 経由）	越中島駅	まで
	2	JR	越中島駅	から（ 東京新潟 経由）	新潟大学前駅	まで
	3	徒歩	新潟大学前駅	から（ 経由）	勤務部署	まで
	4			から（ 経由）		まで
	5			から（ 経由）		まで
	6			から（ 経由）		まで

※法人の長記入欄	順路	通勤方法の別	区 間			距 離
	1		住居	から（ 経由）	まで	. km
	2			から（ 経由）	まで	. km
	3			から（ 経由）	まで	. km
	4			から（ 経由）	まで	. km
	5			から（ 経由）	まで	. km
	6			から（ 経由）	まで	. km
計（規程第 2 6 条による通勤距離）						. km

(2) 配偶者の住居から勤務部署までの通勤経路及び方法

(異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

職 員 記 入 欄	順路	通勤方法の別	区 間	
	1		から (	経由) まで
	2		から (	経由) まで
	3		から (	経由) まで
	4		から (	経由) まで
	5		から (	経由) まで
	6		から (	経由) まで

※法人の長記入欄	順路	通勤方法の別	区 間			距 離	
	1		住居	から (	経由)	まで	. km
	2			から (	経由)	まで	. km
	3			から (	経由)	まで	. km
	4			から (	経由)	まで	. km
	5			から (	経由)	まで	. km
	6			から (	経由)	まで	. km
	計 (規程第 2 6 条による通勤距離)						. km

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

職 員 記 入 欄	順路	通勤方法の別	区 間				
	1	徒歩	住居	から (	經由)	越中島駅	まで
	2	JR	越中島駅	から (	東京新潟 經由)	内野駅	まで
	3	徒歩	内野駅	から (	經由)	住居	まで
	4			から (	經由)		まで
	5			から (	經由)		まで
	6			から (	經由)		まで

※法人の長記入欄	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法	順路	通勤方法の別	区 間			距 離		
		1		住居	から (	経由)	まで	.	km
		2			から (	経由)	まで	.	km
		3			から (	経由)	まで	.	km
		4			から (	経由)	まで	.	km
		5			から (	経由)	まで	.	km
		6			から (	経由)	まで	.	km
							計①	.	km
	上記の経路及び方法による場合の航空機利用による経路及び方法算 ※該当者のみ記入	1		住居	から (	経由)	まで	上記の経路及び方法によると著しく不均衡を生じる場合の航空機利用による加算距離	
		2			から (	経由)	まで		
		3			から (	経由)	まで		
		4			から (	経由)	まで		
		5			から (	経由)	まで		
		6			から (	経由)	まで		
						計①+②	.	km	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、勤務部署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者又は当該者の配偶者が、住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 2 配偶者のない者については、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 3 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった勤務部署を異にする異動又は同一勤務部署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 4 在勤する勤務部署が移転した者については、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 5 「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 6 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。

既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に勤務部署を異にする移動をした場合

単 身 赴 任 届

1 号 紙

添付書類：本人の住民票

令和 3 年 4 月 1 日提出

国立大学法人新潟大学長 殿		職 名	准教授	氏 名	新潟 一郎
勤 務 部 署 名	新潟大学人文社会・教育科学系		所 在 地	新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 番地	
届 出 の 理 由	☒ 1 新規 ☐ 2 異動 ☐ 3 転居 (☐ 本人 ☐ 配偶者) ※ 4 に該当する場合を除く ☐ 4 配偶者と同居 ☐ 5 その他 () 上記事実の発生年月日 令和 3 年 4 月 1 日				

国立大学法人新潟大学職員給与規程第 2 6 条 (単身赴任手当) に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

1 異動直前の居住状況等 (届出の理由が「1 新規」以外の場合は記入不要)

異 動 の 発 令 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日
本 人 の 住 居	東京都江東区越中島〇〇—〇〇—〇〇
同 居 者	☒ 配偶者 ☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日)

2 現在の居住状況等 (届出の理由が「4 配偶者と同居」の場合は記入不要)

配 偶 者 と 別 居 し た 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日		
配 偶 者 と 別 居 し た 事 情	☐ 配偶者が父母、義父母又は同居の親族を介護 ☒ 配偶者が在学する同居の子を養育 ☐ 配偶者が引き続き就業 ☐ 配偶者が自宅を管理 ☐ その他 ()		
本 人 の 住 居	新潟西区五十嵐 2 の町 8050 RD〇〇〇号室	入 居 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日
本人の住居における同居者	☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日) ☐ その他 (続柄) ☐ その他 (続柄) ☐ その他 (続柄)		
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と { ☒ 同じ。 ☐ 異なる。(配偶者の住居及び入居年月日を記入) 配偶者の住居： 入居年月日		

住民票の転入日を記入する

この欄の異動とは別居の原因となった最初の異動のこと

(1) 異動直前の住居から勤務部署までの通勤経路及び方法
(異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は記入不要)

職 員 記 入 欄	順路	通勤方法の別	区 間		
	1		から (	経由)	まで
	2		から (	経由)	まで
	3		から (	経由)	まで
	4		から (	経由)	まで
	5		から (	経由)	まで
	6		から (	経由)	まで

※ 法 人 の 長 記 入 欄	順路	通勤方法の別	区 間			距 離
	1		住居	から (	経由)	まで . km
	2			から (	経由)	まで . km
	3			から (	経由)	まで . km
	4			から (	経由)	まで . km
	5			から (	経由)	まで . km
	6			から (	経由)	まで . km
計 (規程第 2 6 条による通勤距離)						. km

(2) 配偶者の住居から勤務部署までの通勤経路及び方法

(異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

職 員 記 入 欄	順路	通勤方法の別	区 間			
	1	徒歩	住居	から (経由)	越中島駅	まで
	2	JR	越中島駅	から (東京新潟 経由)	新潟大学前駅	まで
	3	徒歩	新潟大学前駅	から (経由)	勤務部署	まで
	4			から (経由)		まで
	5			から (経由)		まで
	6			から (経由)		まで

※ 法 人 の 長 記 入 欄	順路	通勤方法の別	区 間				距 離
	1		住居	から (経由)		まで	. km
	2			から (経由)		まで	. km
	3			から (経由)		まで	. km
	4			から (経由)		まで	. km
	5			から (経由)		まで	. km
	6			から (経由)		まで	. km
計 (規程第 2 6 条による通勤距離)							. km

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

職 員 記 入 欄	順路	通勤方法の別	区 間			
	1	徒歩	住居	から (経由)	越中島駅	まで
	2	JR	越中島駅	から (東京新潟 経由)	内野駅	まで
	3	徒歩	内野駅	から (経由)	住居	まで
	4			から (経由)		まで
	5			から (経由)		まで
	6			から (経由)		まで

※法人の長記入欄	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法	順路	通勤方法の別	区 間			距 離		
		1		住居	から (	経由)	まで	.	km
		2			から (	経由)	まで	.	km
		3			から (	経由)	まで	.	km
		4			から (	経由)	まで	.	km
		5			から (	経由)	まで	.	km
		6			から (	経由)	まで	.	km
	計 ①							.	km
	※該当者のみ記入 上記の経路及び方法によると著しく不均衡を生じる場合の航空機利用による経路及び方法算	1		住居	から (	経由)	まで	上記の経路及び方法によると著しく不均衡を生じる場合の航空機利用による加算距離	
		2			から (	経由)	まで		
		3			から (	経由)	まで		
		4			から (	経由)	まで		
		5			から (	経由)	まで		
		6			から (	経由)	まで	②	.
計①＋②							.	km	

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、勤務部署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者又は当該者の配偶者が、住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった勤務部署を異にする異動又は同一勤務部署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 在勤する勤務部署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。